

**令和6年度
ゼロカーボン・スタートアップ支援事業
公募要領**

令和6年6月

いわき市

【公募期間】

令和6年6月10日(月)から令和6年**8月23日(金)**17時まで(必着)

※申請に当たっては、必要書類の電子データを下記アドレス宛にお送りください。

< 目 次 >

1. 事業の目的	1
2. 募集概要	1
(1) 支援対象企業の要件	1
(2) 支援内容	1
(3) 支援の進め方	1
(4) 支援スケジュール	1
(5) 公募期間	2
(6) 公募スケジュール	2
(7) 実施期間	2
(8) 支援対象企業数	2
3. 応募資格	2
4. 応募手続き等	3
5. 支援対象企業の選定	4
6. その他、留意事項	4

【受付および問合せ先】

いわき市役所環境企画課 (担当：三瓶)

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 市役所本庁舎 6 階

TEL : 0246-22-7528 FAX : 0246-22-1286

E-mail : kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp

1. 事業の目的

本市の温室効果ガス排出量の半数を占める市内中小企業における脱炭素経営のスタートアップ期を支援し、早期に成功事例を創出して水平展開を図ることにより、地域の脱炭素社会への移行を促進することを目的として、専門家等による支援体制を構築して、地域企業における温室効果ガス排出量の算出及び削減目標の設定などを伴走支援し、企業活動における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進します。

このたび、温室効果ガス排出削減に係る専門家等の支援を希望する市内企業を募集いたします。募集概要については、以下に記載の通りです。

2. 募集概要

(1) 支援対象企業の要件

本支援に応募できる企業は、次に掲げる要件を満たす事業者となります。

- ・脱炭素化対策に意欲的ないわき市内の企業であること。
- ・中小企業であること。（資本金3億円以下または従業員300人以下を満たすこと。）
- ・排出量の算定、計画の策定に必要となる社内データの確認、提出が可能であること。
- ・「3. 応募資格」の要件を満たすこと。

(2) 支援内容

本事業では、支援対象企業に対し、専門コンサルタントと連携し次の項目を実施します。

①温室効果ガス排出量（Scope1、Scope2）の算定

Scope1	事業者が自社で燃料の使用や工場プロセスにおいて企業自身が直接排出した温室効果ガスの排出量 <u>Scope1の例</u> ：事業活動で利用する車両やボイラー、炉で燃料を燃やすときに排出される温室効果ガスの排出量
Scope2	他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴い、間接的に排出された温室効果ガスの排出量 <u>Scope2の例</u> ：購入した電気が発電される際に発生した温室効果ガスの排出量

②温室効果ガス削減行動と削減量の分析・シミュレーションによる最終的な削減目標の設定

③目標値達成に向けたアクションプラン及び時系列の削減計画の策定

(3) 支援の進め方

専門コンサルタントとのミーティングを実施します。

支援対象企業は、コンサルタントの支援を受けつつ、支援時に提出いただくデータ（資料1）を提出していただきます。

コンサルタントは、提出いただいたデータを基に支援対象企業の温室効果ガス排出量の算定及び削減目標の設定、並びに、今後の削減計画の策定を支援します。

(4) 支援スケジュール

支援対象企業決定後から、令和7年2月まで支援を実施する予定です。

概ね以下のようなスケジュールで支援を進めることを想定しております。

支援内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援対象企業の確定	●							
月次ミーティング		●	●	●	●	●		
排出量算定		→						
削減行動のシミュレーション				→				
削減目標策定							●	
報告会								●

(5) 追加公募期間

令和6年8月23日（金）17時まで（必着）

※先着1社のみ追加で公募し、応募があり次第締め切りとなります。

(6) 公募スケジュール

応募書類受付期間	令和6年6月10日（月）～令和6年 8月23日（金）
支援対象企業の審査	令和6年8月下旬
支援対象企業の決定	令和6年8月下旬

(7) 実施期間

令和6年9月2日（月）～令和7年3月28日（金）まで

(8) 支援対象企業数

「2. (1) 支援対象企業の要件」を満たす2社を選定

3. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者であることが必要です。

- ① いわき市内に本社、事業所等が所在する事業者であること。
- ② 各種算出に必要なデータの提出に協力いただけること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4. 応募手続き等

(1) 応募書類

本事業の応募については、次のア～イの資料を提出してください。

ア 申請書（様式1）

イ 会社案内またはHPの写し

ウ 決算書類（直近2期分）

提出書類		主な記載内容
(様式1)	申請書	申請者、担当者、応募理由、脱炭素化の取り組み状況の確認
会社案内また HP の写し		社名、本店所在地、申請事業者の概要等の確認
決算書類		直近2期分の決算書類 ※例：損益計算書、貸借対照表等

(2) 提出方法

応募書類は、下記メールアドレスまでメールで提出してください。

書類提出先メールアドレス： kankyokikaku@city.iwkai.lg.jp

申請書類は下記のデータ形式にて**電子データで提出**してください。

提出書類		データ形式
(様式1)	申請者	Word形式
会社案内また HP の写し		PDF形式等（スキャンデータ）
決算書類		PDF形式等（スキャンデータ）

※応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

(3) 受付期間

令和6年6月10日（月）から 令和6年**8月23日（金）** 17時まで（必着）

(4) 提出先

応募書類は原則として電子メール添付によりいわき市役所環境企画課に提出してください（紙媒体での提出は不要です）。

電子メールの件名には「ゼロカーボン・スタートアップ支援事業申請書（貴社名）」と記入し、申請書類データを添付して送付してください。

（添付容量が大きくなる場合はメールを複数に分けて送信いただくか、事前にご相談ください）

【応募・問合せ先】

いわき市役所環境企画課（担当：三瓶）

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 市役所本庁舎6階

TEL：0246-22-7528 FAX：0246-22-1286

E-mail：kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp

※申請書類の提出先アドレスもこちらになります。

5. 支援対象企業の選定

(1) 応募者の評価基準

下記に示す評価基準に基づいて、評価・選定します。

<主な評価基準>

項目	評価基準
実施体制	・脱炭素化に向けた社内の推進体制が整備されているか？
取り組みの意欲	・温室効果ガスの排出削減に取り組む理由や目的が明確であるか？
実現性・継続性	・温室効果ガス排出削減に向けた自社の課題やこれまでの取り組み状況等が把握・整理されているか？ ・実施体制や財務状況等から判断して、安定的な取り組みの継続が期待できるか？
削減ポテンシャル	・温室効果ガス排出量の大きな削減が見込めるか？

(2) 審査会について

別途審査会を実施し、申請内容の説明や質疑応答により支援事業者を選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、応募書類に記載の連絡先へメールで通知します。

6. その他、留意事項

本事業に申請し支援対象企業に選定された場合は、以下の条件を順守すること。

- ・本事業実施に際し、支援対象企業に選定された場合は、申請書に係る情報がいわき市のほか、別途プロポーザルにより決定するコンサルタント事業者にも情報提供する事に同意すること。
※採択時には、別途「機密保持に係る覚書」を取り交わし致します。
- ・本事業の成果としてまとめた、温室効果ガス排出量の算定結果、温室効果ガス削減行動と削減量の分析・シミュレーションにより設定した削減目標、目標値達成に向けたアクションプラン・削減計画等について、成果報告会にて対外的に発信できること。